

1. 「原之内地区」地区計画

都市計画決定:平成4年7月24日(告示第51号・決定)
平成8年4月1日(告示第36号・最終変更)

名称	原之内地区		
位置	小山市大字神鳥谷及び大字塚崎の各一部		
面積	約6.6ha		
地区別の	地区の名称	住宅専用地区	小山南通り沿道地区
	地区の面積	約5.2ha	約1.4ha
建築物の用途の制限	-		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第2(に)項第3号から第6号までに掲げるもの
建築物の敷地面積の最低限度	180㎡		
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、隣地境界線及び道路境界線までの距離は1.0m以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合にはこの限りではない。 1. 軒の高さが2.3m以下の車庫 2. 建築基準法施行令第135条の21に規定する建築物又は建築物の部分で上記1.以外のもの		
建築物の高さの最高限度	-		1. 建築物の高さは、前面道路の路面の中心から15m以下としなければならない。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの以下でなければならない。
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁及び屋根の色彩は、できるだけ原色を避け、良好な居住環境にふさわしい落ち着いた色調のものとする。		
かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。 1. 生垣 2. 高さ2.0m以下の金網その他これに類する透視可能なさくで、基礎を構築する場合には、基礎の仕上がり高が前面道路から0.6m以下のもの 3. 高さ2.0m以下の補強コンクリートブロック造等のへいで、道路側に幅1.0m以上の植栽帯を設け植栽を施したもの		

<参考>

- ・建築基準法別表第2(に)項
第3号:【ボーリング場、スケート場、水泳場等】
第4号:【ホテル又は旅館】
第5号:【自動車教習所】
第6号:【15mを超える畜舎】

これは概要です。詳細は建築指導課にお問合せください。

